

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則</p>	<p>個人情報の保護に関する法律の改正及び奈良県個人情報保護条例の廃止に伴い、現行規則を廃止し新たに規則の制定を行うもの。</p>	<p>1 個人情報の保護に関する法律の改正及び奈良県個人情報保護条例の廃止に伴う規則の制定。</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日から施行する。 (附則第1項関係)</p> <p>3 現行規則の廃止 奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十二年九月奈良県教育委員会規則第二号）を廃止する。 (附則第2項関係)</p>

奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（案）

個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づく奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護については、個人情報の取扱いに関する規則（令和五年三月奈良県規則第 号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 2 奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十二年九月奈良県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

○奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

平成十二年九月二十九日

奈良県教育委員会規則第二号

改正 平成一七年三月二十九日教委規則第一三号

平成一八年三月三十一日教委規則第一六号

奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号。以下「条例」という。)第五十四条の規定に基づき、奈良県教育委員会が条例第二章の規定の施行に関し必要な事項は、個人情報の取扱いに関する規則(平成十二年九月奈良県規則第二十二号)の例による。

附 則

この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則(平成一七年教委規則第一三号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年教委規則第一六号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。